

パブリック・コメント手続に関する指針

平成17年5月2日

(平成22年8月1日一部改正)

(平成25年8月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

第1 目的

この指針は、市が行うパブリック・コメント手続に関する基本的事項を定め、市の計画等の策定過程における市民等の参加を促進し、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 この指針において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - (5) 本市に対して納税義務を有するもの
 - (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- 2 この指針において「パブリック・コメント手続」とは、市の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見、提言、情報等（以下単に「意見」という。）を求め、寄せられた意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して市としての意思決定を行う仕組みをいう。
- 3 この指針において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

第3 パブリック・コメント手続の対象

- 1 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリック・コメント手続を実施するものとする。
 - (1) 各施策の基本的な計画等の策定及び重要な変更等
 - (2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例等（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- 2 次に掲げる場合は、この指針の適用対象外とする。
 - (1) 迅速な処理若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 意見聴取の手続等が法令等により定められているもの
 - (3) 市の裁量の余地が少ないものその他計画等の性質上パブリック・コメント手続に適さないもの
- 3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、パブリック・コメント手続を行うことが

必要と認める場合には、この指針による手続を行うことができる。

第4 公表内容及び公表手段

- 1 実施機関は、計画等（第3の規定によりパブリック・コメント手続の対象となるものをいう。以下同じ。）についての意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。
- 2 実施機関は、次に掲げる方法により、計画等の案を公表するものとし、市民等が容易に入手できるよう留意するものとする。
 - (1) 担当課及び関係機関窓口での配架又は配布
 - (2) 市ホームページへの掲載
 - (3) 情報公開コーナーでの配架
 - (4) 前各号に掲げる方法のほか、実施機関が適当と認める方法
- 3 実施機関は、計画等の名称、意見の提出期間、案の入手方法等について、市ホームページ、市報、報道関係への情報提供等により、市民等への周知を図るものとする。

第5 意見の提出

- 1 実施機関は、次に掲げる方法により、計画等の案に対する市民等からの意見の提出を受けるものとする。
 - (1) 担当課及び関係機関の窓口への提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げる方法のほか、実施機関が適当と認める方法
- 2 前項の規定により実施機関が意見の提出を受ける期間は、計画等の案の公表の日から1箇月程度を目安として定めるものとする。
- 3 意見の提出に際し、提出者に関する情報の記入を求める必要がある場合には、必要最小限の範囲にとどめなければならない。
- 4 実施機関は、提出された意見を公表する旨及び提出者に関する情報を公表する場合にはその旨を、意見の提出を求める際に明示しなければならない。

第6 意見の考慮義務

- 1 実施機関は、第5の規定により市民等から提出された有益な意見を考慮して、計画等についての意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、提出された意見の内容及びそれに対する本市の考え方並びに計画等の案の修正を行った場合は、その内容を公表するものとする。

第7 報告及び一覧の作成

- 1 実施機関の部長、教育長、事務局長等（以下「部長等」という。）は、パブリック・

コメント手続を開始するに当たってはパブリック・コメント手続開始報告書（様式第1号）により、パブリック・コメント手続の実施後にはパブリック・コメント手続実施結果報告書（様式第2号）により、総務部長に速やかに報告するものとする。

- 2 総務部長は、前項の規定による報告を基に、パブリック・コメント手続の実施状況の一覧を作成し、公表するものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、総務部長は、必要があると認めるときは、部長等に対し、パブリック・コメント手続の実施状況について報告を求め、又は意見を述べることができる。

第8 施行の細目

この指針の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

第9 施行期日

この指針は、平成27年4月1日から施行する。